

## はじめに

封書やはがきなどの信書の送達については、明治4年（1871年）の郵便制度の創設以来、国が郵便事業の一環として独占して実施してきましたが、「民間事業者による信書の送達に関する法律」（平成14年法律第99号）により、平成15年4月1日からは信書の送達事業へ民間事業者が参入できることとなりました。

この法律は信書の送達分野に民間事業者が参入し、多様なサービスを提供することによって、利用者の選択の機会を拡大し、ひいては利用者の利便の向上が図られることを目的としているものです。

総務省は、民間事業者の参入を促進するため、信書便制度の周知等を行っておりますが、おかげさまで平成17年5月現在、111の民間事業者が参入しております。これらの事業者はいずれも特定のサービスのみを提供する特定信書便事業者ですが、日本郵政公社が取扱っていない大型の信書の送達や3時間以内での急送サービス、慶弔用の装飾を施した台紙付きメッセージカードの送達（高付加価値サービス）など多様なサービスを提供しております。また、サービスを提供する事業者の規模等についてみると、大手のトラック運送事業者から自転車で引受・配達する個人営業の事業者まで多種多様であり、サービスの提供地域についても全国で引受・配達するものもあれば、特定の地域に限定して引受・配達するものがあるなど様々な形態がみられます。

本年報は、このような信書便事業の現状について、広く国民の皆様を知っていただくために、「民間事業者による信書の送達に関する法律」の施行後初めてとりまとめたものです。

本年報が、国民の皆様方に広く活用され、我が国の信書便事業の現状や信書便に関する政策についての御理解をより一層深めていただく一助となれば、幸いです。

平成17年5月  
総務省郵政行政局

信 書 便 事 業 課